

(平成23年6月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

厚生年金関係

2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月4日から41年5月21日まで
平成22年9月に「脱退手当金を受け取られたかどうかのご確認について」のはがきを受け取り、そこに、A社における被保険者期間について脱退手当金を受け取ったとされていたが、同社を退職した後に何か受け取った記憶は無いので、脱退手当金支給済の記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の厚生年金保険被保険者原票において、申立人の厚生年金保険の資格喪失日である昭和41年5月21日の前後各1年間に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たしている女性20名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、10名に脱退手当金の支給記録があり、このうち8名が6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、元同僚は「当時の会社は、退職者に脱退手当金の説明と手続を行っていた。自分も会社に手続を頼んだ。」と証言していることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求が行われた可能性が高いと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和41年6月30日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかには脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 12 月 16 日から 37 年 10 月 20 日まで
A社に勤務していた期間について脱退手当金が支給されたことになっているが、請求したことも受け取ったこともないので、申立期間について、脱退手当金の支給済記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険の資格喪失日である昭和 37 年 10 月 20 日の前後各 4 年間に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たしている女性 11 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、11 名全員に支給記録があり、このうち 8 名は、資格喪失日から 4 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給記録のある者の中には、「会社の事務担当者に手続をしてもらい、退職するときに脱退手当金を受け取った。」と証言している者がいることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求が行われた可能性が高いと考えられる。

また、申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険の資格喪失日から約 4 か月後の昭和 38 年 3 月 6 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかには脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。